

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律

二五二

◎携帯音声通信事業者による契約者等

の本人確認等及び携帯音声通信役務

の不正な利用の防止に関する法律の

一部を改正する法律

(平成二〇年六月一八日法律第七六号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年六月六日・衆議院本会議)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、最近、いわゆる振り込め詐欺等の犯罪において、携帯電話端末の契約者特定記録媒体、いわゆるSIMカードや貸与業者から借り受けた携帯電話端末が頻繁に悪用されている実情にかんがみ、携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ろうとするものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、SIMカードについて、その譲渡時に携帯音声通信

事業者の承諾を得る義務等、通話可能端末設備と同様の規制を課すこととしております。

第二に、通話可能端末設備等の貸与業者は、貸与契約を締結するに際し、貸与の相手方について、運転免許証の提示を受ける方法等により本人確認を行わずに交付してはならないこととしております。

第三に、貸与業者は、貸与時本人確認を行ったときは、総務省令で定める期間内に、貸与時本人確認に関する事項の記録を作成するとともに、当該記録を貸与契約が終了した日から三年間保存しなければならないこととしております。

第四に、国家公安委員会は、携帯音声通信事業者に対し、本人特定事項の隠べいに係る手口に関する情報の提供を行うこととしております。

第五に、国及び地方公共団体は、携帯音声通信役務の不正な利用の防止の重要性について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

第六に、貸与業者が貸与時本人確認を行わずに通話可能端末設備等を交付したとき等について、罰則を科すこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

す。

本案は、昨五日総務委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二〇年六月二日)

○高嶋良充君 ただいま議題となりました四件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における振り込め詐欺事犯の状況にかんがみ、携帯音声通信役務の不正利用の防止を図るため、いわゆるSIMカードについて携帯電話端末と同様の規制を課するとともに、携帯電話等の貸与業者について、貸与時における本人確認義務を厳格化した上、その記録の作成及び保存を義務付けるものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、振り込め詐欺等の現状、携帯電話貸与業者の実態と法改正の実効性等について質疑が行われました。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し二項目から成る附帯決議が付されております。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年六月一〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、政府は、携帯音声通信役務の不正利用に係る手口に関する情報を広く国民に提供するなど、犯罪による被害発生 of 未然防止に万全を期すこと。

二、いわゆる振り込め詐欺等の犯罪にレンタルされた携帯電話等が数多く使用されていることを踏まえ、携帯電話等の貸与業者の実態を把握するとともに、今改正法の周知徹底を図ること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。